

水槽販売代理店契約書

BSNS コンサル(以下、「甲」という。)とクライアント様(以下、「乙」という。)は、以下のとおり代理店契約を締結する。

(目的)

第1条 本契約は、甲が販売する水槽など(以下、「本製品」という。)につき、乙を代理店に指名し、乙が水槽の販売サイトを運営(スクエア)し、問い合わせがあった場合は、速やかに、メールにて、甲に通知し、甲の販売が成立した場合の取り決めを下記の通り行う。

(販売手数料)

第3条 乙が本製品を紹介する手数料は、本製品の販売額の10%とする。

(販売代金の支払い方法)

第4条 甲は、毎月末日締め、翌月末に、販売した本製品の販売代金の10%を乙の販売手数料として、乙が指定する銀行口座に振り込んで支払う。

3 乙が、見積もり問い合わせを直ちに報告することを怠ったために、甲に同契約上の責任を問われる事態が発生した場合、乙は、速やかな解決のために努力するとともに、甲が被った損害を賠償しなければならない。

(譲渡の禁止)

第10条 乙は、甲の承諾なしに本契約に基づく一切の権利義務及び本契約上の地位を第三者に譲渡又は担保の目的とすることはできない。

(契約の解除)

第11条 甲又は乙に、以下の各号の事由が生じたときには、相手方は何らの催告をすることなく直ちに本契約を解除することができる。

(1)本契約及びこれに基づく約定に違反したとき

(2)他から仮差押え、仮処分、強制執行、競売等の申立てを受けたとき

(3)公租公課の滞納処分を受けたとき

(4)破産、再生手続、会社整理、会社更生手続の申立てを受けたとき、又は自らこれらの申立てを行ったとき

(5)自ら振出し若しくは引き受けた手形又は小切手が不渡処分を受けるなど、支払停止状態に至ったとき

(6)銀行取引停止処分を受けたとき

(7)相手方の信用を失わせ、損害を与えるような行為をしたとき

(8)経営状態が悪化する等、相手方において取引を継続しがたい相当の事由があるとき

(中途解約)

第12条 甲又は乙は、相手方に1か月前までに事前通知をすることにより、本契約を解除することができる。

(合意管轄)

第13条 本契約に関し、甲乙間に紛争が生じたときは、東京地方裁判所を専属的な管轄裁判所とすることに合意する。

(契約期間)

第14条 本契約の存続期間は、本契約締結の日から1年とする。ただし、期間満了前に、甲又は乙が、相手方に対し期間の延長をしない旨を書面で通知しない限り、本契約の期間は自動的に1か年延長するものとし、以降これに準ずる。

(定めなき事項)

第15条 本契約に定めのない事項については、甲乙協議の上誠意をもって処理するものとする。

本契約の成立を証するため、本書を確認し、ウェブサイトで同意するものとする

2021年 月 日

BSNS コンサル